

法人事業税における医療法人の社会保険診療報酬等に係る  
所得の算定について（平成 16 年 4 月 1 日現在）

医療法人の法人事業税の各事業年度の所得の算定においては、社会保険診療報酬等に係る所得を除外するという特例がございますが、その範囲は別紙のとおりですので御留意願います（地方税法 72 の 23 ただし書き）

なお、別紙 に掲げる介護保険法の規定によるサービスは、次のとおりですので御確認をお願いします。

（1） 居宅介護（支援）サービス

訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問し、理学療法などの必要なリハビリを行う。
居宅療養管理指導	医師や薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設等に通り、理学療法などの必要なリハビリを行う。
短期入所療養介護	介護療養型の病院・診療所などの医療施設又は介護老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもと日常生活の介護や看護、リハビリを行う。

（2） 施設介護サービス

介護保健施設サービス （介護老人保健施設）	病状が安定した人で入院治療の必要のない人が、家庭復帰するためリハビリ、介護などが受けられる老人保健施設に入所する。
指定介護療養施設サービス （介護療養型医療施設）	長期の療養を必要とする人のために介護保険の適用が受けられる病院・診療所の療養病床に入院し、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護等の世話、その他必要な医療の提供を受ける。

（注）痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）等上記に掲げるサービス以外のサービスについては特例規定がございません。また、消費税の非課税の範囲とも一致しておりませんので御注意ください。

医療法人等の社会保険診療報酬に係る所得の課税除外

法人事業税の各事業年度の所得の算定においては、医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会が、次に掲げる療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育給付若しくは医療の給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、その給付又医療、介護、助産若しくはサービスに係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しないこととされています。(地法 72 の 23 ただし書)

	社会保険診療の範囲
	<p>(イ) 健康保険法第 3 章に規定する破産者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する同法第 63 条第 1 項各号に掲げる給付</p> <p>(ロ) 国民健康保険法第 5 条及び第 19 条並びに国民健康保険法施行令第 44 条に規定する被保険者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する国民健康保険法第 36 条第 1 項各号の規定による療養の給付</p> <p>(ハ) 船員保険法第 2 章に規定する被保険者の疾病又は負傷に対し同法第 28 第 1 項各号に掲げる療養の給付</p> <p>(ニ) 国家公務員共済組合法第 3 章に規定する組合員の疾病又は負傷に関して組合が給付する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる療養の給付(防衛庁の職員の給与等に関する法律第 22 条第 1 項においてその例による場合の療養の給付を含みます。)</p> <p>(ホ) 地方公務員等共済組合法第 3 章に規定する組合員の疾病又は負傷に関して組合が給付する同法第 56 条第 1 項各号に掲げる療養の給付</p> <p>(ヘ) 私立学校教職員共済法第 4 章に規定する加入者の疾病又は負傷に関して事業団が給付する同法第 20 条の規定による療養の給付</p> <p>(ト) 戦傷病者特別援護法第 10 条の規定に基づく療養の給付及び同法第 20 条の規定に基づく更生医療の給付</p> <p>(チ) 身体障害者福祉法第 19 条の規定に基づく更生医療の給付</p> <p>(リ) 母子保健法第 20 条の規定に基づく養育医療の給付</p> <p>(ヌ) 児童福祉法第 20 条の規定に基づく育成医療の給付、同法第 21 条の 9 の規定に基づく療育の給付及び同法第 21 条 9 の 2 の規定に基づく医療の給付</p> <p>(ル) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 10 条の被爆者に対する医療の給付 上記の「療養の給付」には、健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問療養</p>

	費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含みます。
	生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第15条の2第1項第1号に掲げる居宅介護のうち同条第2項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第4項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限ります。）又は出産扶助のための助産
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療
	老人保健法の規定に基づく医療（同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含みます。）
	看護保険法の規定によって居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（以下この項において「居宅介護サービス費等」といいます。）を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限ります。）のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保険施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保険施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

- (注) 1 農業協同組合連合会が設置した医療施設のうち、社会保険診療等に係る収入金額が医療に関する収入金額の概ね常時10分の3以下であるものとして都道府県知事が認めたものは、上記の医療施設から除かれます（地令21の7）。
- 2 医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会で法人税法別表第2第1号に規定するものは、上記の農業協同組合連合会から除かれます。